

津市特定空家等除却補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 9 日訓第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特定空家等の除却を促進し、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「特定空家等」とは、本市の区域内に存する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。

2 この要綱において「除却工事」とは、特定空家等の解体及び除却のための工事であって、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく国土交通大臣若しくは三重県知事による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく三重県知事による登録を受けた事業者によるものをいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「特定空家等除却補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、特定空家等の所有者であって、除却工事を行うものに対して、当該除却工事に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。ただし、次に掲げる除却工事に要する費用は、対象としないものとする。

- (1) 特定空家等の一部についての除却工事
- (2) 他の公的な制度による補助金等の支給を受けている除却工事
- (3) その他市長が不適当と認める除却工事

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、除却工事に要する費用の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（当該額が 30 万円を超えるときは、30 万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、除却工事に着手する日の10日前とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 除却工事に要する費用の見積書等の写し

(2) 補助金の交付請求及び受領を除却工事を行う事業者に委任する場合にあっては、補助金代理請求及び受領予定届出書

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、除却工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、除却工事に係る工事請負契約書及び領収書の写しを添えてこれを行わなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年5月10日から施行する。